

1. 調査の目的

商業統計調査は、指定統計第 23 号として、全国の卸売・小売業事業所を調査し、商業活動の実態を明らかにすることを目的としています。

2. 根拠法規

統計法(昭和 22 年法律第 18 号)及びこれに基づく商業統計調査規則(昭和 27 年通商産業省令第 60 号)により実施。

3. 調査の期日

平成 14 年 6 月 1 日現在

4. 調査の範囲

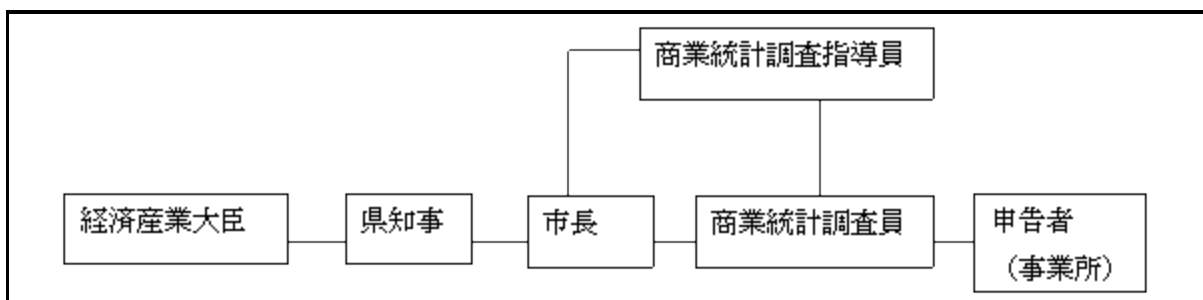
日本標準産業分類「大分類 J-卸売・小売業」に属する公営、民営の事業所を対象としています。官公庁、学校、会社などの構内にある別経営の事業所及び訪問販売、通信・カタログ販売などの店舗を有しないで商品を販売する事業所も調査の対象としています。ただし、民営の事業所であっても、次に掲げるものは調査の対象から除かれています。

- 駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内等の有料施設内に設けられている事業所、ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所は対象とする。
- 調査期日に休業中、清算中、季節営業で販売活動を行っておらず、かつ、専従の従業員がいない事業所。

5. 調査の方法

申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)によります。

6. 調査の経路



注意事項

1. 産業分類の改訂について

日本標準産業分類が改訂(平成 14 年 3 月 7 日総務省告示)され、平成 14 年 10 月 1 日から適用されましたが、平成 14 年調査は、この改訂された産業分類により集計を行いました。

これに伴い、比較に用いる平成 11 年調査の数値についても次のとおり組み替えました。

- 「大分類 I-卸売・小売業、飲食店」から「大分類 J-卸売・小売業」への改訂に伴う組み替え

旧産業分類では、飲食店が大分類に含まれていたため、平成 11 年調査では飲食部門販売額も「年間商品販売額」に含めて集計されていましたが、これを他産業収入として「年間商品販売額」から「その他の収入額」へ組み替えました。

- 産業 3 桁、4 桁分類の改訂に伴う組み替え

小売業「57 飲食料品小売業」に「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」が新設されたこと等に伴い、平成 11 年調査の数値を新産業分類により組み替えました。

2. 業態分類

小売業の業態分類の定義は下記(別表 1)のとおりです。なお、今回の調査により以下の変更があります。

- 「ホームセンター」及び「ドラッグストア」を新業態として区分しました。
- 業態分類の定義の見直し及び産業分類の改訂に伴い、比較に用いる平成 11 年調査の数値を平成 14 年の定義に合わせて組み替えました。このため、既報の数値とは必ずしも一致しません。
- 日本標準産業分類の改訂に伴い、小売業「57 飲食料品小売業」に「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」が新設されましたが、産業分類によるコンビニエンスストアと業態分類によるコンビニエンスストアの定義には別表 2 のとおり相違がありますので、利用に当たっては留意してください。

別表 1

区 分	セルフ	取扱商品	売 場 面 積	営業時間	備 考
1. 百貨店					産業[551百貨店、総合スーパー]とは、衣・食・住にわたる商品を小売り、それぞれが小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所であって、従業員が60人以上の事業所
1 大型百貨店	×		6,000㎡以上		
2 その他の百貨店	×		6,000㎡未満		
2 総合スーパー					
1 大型総合スーパー	○		6,000㎡以上		
2 中型総合スーパー	○		6,000㎡未満		
3 専門スーパー					
1 衣料品スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー	○	食が70%以上	250㎡以上		
3 住関連スーパー	○	住が70%以上(ホームセンターを除く)	250㎡以上		
うちホームセンター	○	住関連スーパーのうち5991+5992+6022が70%未満	250㎡以上		
4 コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	産業[5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)]以外も含む
うち終日営業店	○		30㎡以上250㎡未満	終日営業	
5 ドラッグストア	○	産業[601]であって6011を扱っていること			
6 その他のスーパー	○				2, 3, 4, 5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店	○				
7. 専門店					
1 衣料品専門店	×	561, 562, 563, 564, 5691, 5692, 5699のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店	×	572, 573, 574, 575, 576, 577, 5792, 5793, 5794, 5795, 5796, 5797, 5799のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店	×	5811, 5812, 5813, 5814, 582, 591, 592, 599, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 6091, 6092, 6093, 6094, 6095, 6096, 6097, 6099のいずれかが90%以上			
8 中心店					7に該当する小売店を除く
1 衣料品中心店	×	衣が60%以上			
2 食料品中心店	×	食が60%以上			
3 住関連中心店	×	住が60%以上			
9 その他の小売店	×				1, 7, 8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店	×				

注1) セルフとは、売場面積の60%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいいます。

注2) 取扱い商品の衣食住とは、商品分類番号2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいいます。

注3) 「ホームセンター」及び「ドラッグストア」は平成14年調査より新業態として区分

別表 2

区 分	産業分類	業 態 分 類
格付け等	「57飲食料品小売業」に格付け	飲食料品を扱っていること
セルフサービス方式	採用	採用
売場面積	30㎡以上250㎡未満	30㎡以上250㎡未満
営業時間	14時間以上	14時間以上

3. 大規模小売店舗

- 「大規模小売店舗立地法」(平成 10 年法律第 91 号)に基づき、一の建物内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートルを超える店舗をいいます。

4. 産業分類の格付け

● 一般的な方法

- 取扱い商品が単品の場合は、商品分類番号 5 桁のうち上 4 桁の分類番号で細分類を決定します。
- 取扱い商品が複数の商品の場合は、まず商品分類番号上 2 桁の卸売品目(50～54)と小売品目(56～60)でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業に決定します。
なお、卸売販売額と小売販売額が同額の場合は、卸売業に格付けします。
- 産業分類の格付けについては、商品分類番号上 2 桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上 2 桁によって、中分類(2 桁分類)を決定し、同様に上 3 桁、上 4 桁と順に分類し、細分類(4 桁分類)を格付けします。
なお、卸売販売額、小売販売額とも商品分類番号の上 2 桁、上 3 桁、上 4 桁が同額の場合は、若い方の分類番号に格付けします。

● 特殊な方法

- 「4911 各種商品卸売業(従業者が常時 100 人以上のもの)」
表 2 の財別(生産財、資本財、消費財)の 3 財にわたる商品を販売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の 10%以上で、従業者が 100 人以上の事業所をいいます。
- 「4919 その他の各種商品卸売業」
表 2 の財別(生産財、資本財、消費財)の 3 財にわたる商品を販売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売総額の 50%未満で、従業者が 100 人未満の事業所をいいます。
なお、上記ア、イについて、生産財、資本財、消費財の 3 財にわたる商品を扱

っている、生産財の品目が「524 再生資源卸売」のみ、消費財の品目が「549 他に分類されない卸売」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとします。

- 「5497 代理商、仲立業」
「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」に格付けします。
- 「5511 百貨店、総合スーパー」
表3の衣(中分類56)、食(同57)、住(同58～60)にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいいます。
- 「5599 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」
表3の衣(中分類56)、食(同57)、住(同58～60)にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が常時50人未満の事業所をいいます。
- 「5711 各種食料品小売業」
中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、小分類「572～579」までのうち3つ以上の小分類に該当する商品を小売りし、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の50%に満たない事業所をいいます。
- 「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」
「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30平方メートル以上250平方メートル未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいいます。
- 「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」
商品分類番号「60911 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいいます。
ただし、90%未満の場合は、「60911 たばこ・喫煙具」以外の商品の販売によって格付けします。

5. その他

- 平成14年商業統計調査において、産業分類の改訂及び業態分類の見直しを行っています。これに伴い、比較に用いる平成11年調査の数値は平成14年の定義に合わせて組み替えており、既報の数値とは必ずしも一致しません。
- 統計表中の「-」は該当数値のないものまたは調査していないもの。
「0.0」は0.05未満の数値、「△」・「-」はマイナスの数値を表しています。

「X」は1または2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿しています。

- 増減率及び構成比は、小数点第2位を四捨五入しました。したがって、構成比は積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しません。
- 調査項目が割合のものについては、その割合をもとに数値を算出しました。したがって、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。
- 「結果の概要」においては、必要に応じて百万円若しくは億円単位で表示してあります。したがって、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。なお、増減率及び構成比は万円単位から算出しています。
- この報告書の数値は本市が独自に集計したものであり、経済産業省、千葉県が公表する数値と相違する場合があります。

■ 用語の説明

1. 事業所

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

2. 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- 主として業務用に使用される商品[事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)など]を販売する事業所
- 製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所
例えば、家電メーカーの支店・営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店・営業所は卸売事業所となります。
- 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とします。
- 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所
(代理商、仲立業)
代理商、仲立業には、一般的に買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

3. 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)または家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- 産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所
- 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業[サービス業(他に分類されないもの)]とする。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。

- 製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ガソリンスタンド
- 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

4. 単独事業所

支店を持たない事業所(1企業1事業所)をいいます。

5. 本店

他の場所に支店、支社、営業所などの販売事業所を持っている事業所で、法人組織の場合は商業登記簿に登記された本店を、個人経営の場合は営業の本拠となっている本店をいいます。

6. 支店

支店の名称を持つ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含みます。

7. 従業者

平成14年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者をいいます。従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常時雇用者」の計をいいます。

- 「個人事業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいい、「無給家族従業者」とは、個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。
- 「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいいます。
- 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成 14 年 4 月、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者

8. 年間商品販売額(略称 年間販売額)

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの 1 年間のその事業所の有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

9. その他の収入額

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの 1 年間の販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含みます。

10. 商品手持額

平成 14 年 3 月末日現在で事業所が販売する目的で保有しているすべての手持商品の金額をいいます(仕入れ時の原価によります。製造小売の場合は原材料・半製品を含みます)。

11. セルフサービス方式(小売業のみ)

「セルフサービス方式」とは

- 商品が無包装、あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること
- 備え付けの買い物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式
- 売り場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の 50%以上で行っている事業所をいいます。

12. 売場面積(小売業のみ)

平成 14 年 6 月 1 日現在で事業所が商品を販売するために、実際に使用している売場の延床面積をいいます。ただし、牛乳小売業、自動車(新車、中古車)小売業、畳小売業、建具小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業に属する事業所は除きます。

13. 販売形態(小売業のみ)

- 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいいます。

- 訪問販売
セールスマン等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。
- 通信・カタログ販売
カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいいます。
- 自動販売機による販売
事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。
- その他
ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「協同購入方式」や新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。